



蒲刈共同事務センター
令和元年6月

早いもので1学期もラストスパートにさしかかりました。
今年は梅雨入りが遅く水不足が心配されているかと思えば、梅雨入り早々に大雨の心配もあるとか・・・どちらにしても『備えあれば憂いなし』各自で対策を行っておきましょう。今回は期末・勤勉手当についてお知らせします。

6月期 期末・勤勉手当について

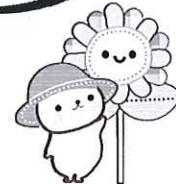
支給日：令和元年6月28日(金)

●県費負担教職員

*期末手当
【支給割合】

再任用以外の職員	再任用職員
112.5/100	62.5/100

H31.4月より、地域手当の支給割合が4.4%に改定されています。



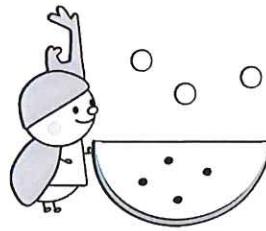
(給料+扶養手当+①地域手当+②加算額) × ③在職期間に応ずる支給割合

- ①地域手当・・・(給料+扶養手当) × 4.4%
②加算額 ・・・ {給料+(給料×4.4%)} × 0~15%
③支給割合・・・上記表のとおり(3月2日から6月1日までの全期間勤務の場合)

*勤勉手当

【成績率】

再任用以外の職員	再任用職員
92.5/100	45/100



(給料+①地域手当+②加算額) × ③成績率 × ④期間率

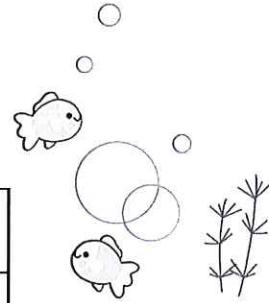
- ①地域手当 ・・・ 紙料 × 4.4%
②加算額 ・・・ {給料+(給料×4.4%)} × 0~15%
③成績率 ・・・ 上記表のとおり。※管理職及び勤務成績による成績率は別に定める。
④期間率 ・・・ 1 (12月2日から6月1日までの全期間勤務の場合)

●市職員

*期末・勤勉手当

【支給割合】

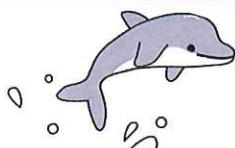
	期末手当	勤勉手当
一般職	130/100	92.5/100



(給料+扶養手当+①加算額) × ②支給割合

①加算額	・・・	一般職	2級の職 紙料×5/100
		3級の職	紙料×10/100

②支給割合・・・上記表【支給割合】のとおり



今回の支給割合などは基本のみ記載しています。休職・病休等の取得状況によって、支給割合が異なる場合があります。

被扶養者の資格確認(検認)

呉市共同事務センターだより第3号(裏面)でもお知らせしましたとおり、7月は共済組合(保険証)の被扶養者資格確認の月です。収入の限度額(認定条件)は扶養手当と共済組合の被扶養者とでは下記の表のとおり、一部異なるところがあります。アルバイトやパート収入がある場合は必ず毎月確認を行うようにしましょう。

	共済組合の被扶養者	扶養手当	備考
年額	向こう1年間(12ヶ月)1,300,000万円未満※	向こう1年間(12ヶ月)1,301,000円未満	月額給料が確定されており、就職時点で向こう1年間の所得が見込まれる場合に判定
月額	108,334円未満(4ヶ月以上雇用される場合)※	108,416円未満	月々の給料が不安定な場合に判定
	4ヶ月連続で月額108,334円以上支給された場合、4ヶ月目の初日で取消し	3ヶ月平均が108,416円を超えた場合、翌月から取消し	
日額	3,612円未満※	3,613円未満	雇用保険など日額で支給される場合に判定
賞与	支給額を12で除して、支給日以降の各月に加算		月々の給料に加算されるので注意が必要
通勤手当	支給額の全額を収入に含める	非課税部分は収入に含めない	

※障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の限度額は、年額180万円未満、月額15万円未満、日額5,000円未満になります。(共済組合のみ。扶養手当は年金受給者でも限度額は同じ)

表のように、収入条件によって判定基準も異なります。まずは、扶養者がどの条件にあてはまるか確認しましょう。月々の給与明細は残しておくようにしましょう。事務の方に月々の判定シートもあります。就職等されましたら活用されると安心です。声をかけてください。

また、就職等をされたら組合員証(保険証)との関係も生じます。勤務先で新しい保険証をもらうと共済組合の被扶養者資格はなくなるため、資格喪失の手続きが必要となります。

このように、状況によって様々な手続きが必要になることもあります。**被扶養者の状況が変わったら必ずご相談ください。**

